部長及び参事官　　交指発第６０号
殿　　（地域、捜一）
所　属　長　　令和７年３月19日
５年保存（口訓）
本　部　長

運転免許証及び免許情報記録個人番号カードに表示された臓器提供の意思表示に関する現場措置上の留意事項について（通達乙）

臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の取扱いについては、「臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証を取り扱った場合の現場措置上の留意事項について（通達乙）」（令和３年３月12日付け交指発第50号。以下「旧通達」という。）をもって通達されているところであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードと運転免許証の一体化に関する改正規定が令和７年３月24日から施行されることに伴い、臓器提供の意思が表示された運転免許証及び運転免許証と一体化した免許情報記録個人番号カード（以下「意思表示付免許証」という。）を取り扱った場合の現場措置上の留意事項について、下記のとおり定め、令和７年３月24日から実施することとしたので、事務処理上、遺漏のないようにされたい。

また、今回の一体化に関する改正規定の施行に伴い、道路交通法（昭和35年法律第105号）第109条に定める免許証の保管措置に関する規定が廃止されることに留意されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　臓器の移植に関する法律上の取扱い

意思表示付免許証は、厚生労働省及び公益社団法人日本臓器移植ネットワークにより作成される臓器提供意思表示カードと同様、臓器提供の意思を表示した書面としての取扱いを受ける。

２　現場措置上の留意事項

(1)　臓器提供の意思表示は、免許を受けた者のプライバシーに属するものであることから、交通取締りや職務質問等の機会に意思表示付免許証を取り扱った場合は、意思表示の内容等に関し不必要な言動をとることのないよう配意すること。

(2)　交通事故、傷害事件等の事故事件の捜査に際し、関係者が意識不明の重体となっている場合において意思表示付免許証を取り扱ったときには、身元確

認等の所要の措置を講じた後、速やかに当該関係者の家族に手交すること。

この場合において、地域警察官と当該事故事件の捜査を担当する警察官は、意思表示付免許証の引継ぎ等に関し連携を密にして、その取扱いに齟齬を来すことのないよう配意すること。

(3)　医師から(2)の関係者について、意思表示付免許証を所持しているか否か及び意思表示の内容について問い合わせを受けた場合には、警察の捜査等の過程で知り得た範囲でこれに回答すること。

(4)　意思表示付免許証を証拠物件として押収する場合は、臓器提供の意思表示欄を確認し、意思が表示されている場合又は保護シールが貼付されている場合には、免許を受けた者に対して、次の事項について教示するとともに、証拠物件として保管中に、医師から意思表示の内容について問い合わせを受けた場合は、上記(3)に準じてこれに回答すること。

ア　意思表示付免許証を警察において保管している間は、これを臓器提供の意思を表示する方法として活用することができなくなるおそれがあること。

イ　臓器提供の意思を引き続き示すためには、インターネットによる意思登録の方法があること。

３　その他

運転免許証のほか医療保険の被保険者証等についても、臓器提供の意思表示欄が設けられていることから、上記２に留意し、適切な取扱いをすること。